

第三十号議案

一之江名主屋敷条例

右の議案を提出する。

平成二十三年六月二十八日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

一之江名主屋敷条例

(趣旨)

第一条 この条例は、一之江名主屋敷（以下「名主屋敷」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 東京都文化財保護条例（昭和五十一年東京都条例第二十五号）第三十三条第一項に規定する東京都指定史跡及び江戸川区文化財保護条例（昭和五十五年四月江戸川区条例第三十六号）第四条第一項第五号に規定する江戸川区登録史跡である名主屋敷を保存及び公開し、もって伝統文化の継承並びに区民文化の創造及び発展に資するため、名主屋敷を次のとおり設置する。

名称	位置
一之江名主屋敷	江戸川区春江町二丁目二一番二〇号

(事業)

第三条 江戸川区教育委員会（以下「委員会」という。）は、前条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 名主屋敷の公開及び施設の利用並びに維持管理に関すること。
- 二 名主屋敷に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- 三 その他委員会が必要と認める事業に関すること。

(公開)

第四条 名主屋敷の公開にあつては、第八条第二項に規定する入館料の納付をもつて、入館の承認を受けたものとみなす。

2 委員会は、名主屋敷の管理上必要があると認めるときは、名主屋敷の全部又は一部の公開を停止し、又は制限することができる。

(入館の制限)

第五条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、名主屋敷への入館を制限し、又は退館を命じることができ。

- 一 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 二 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- 三 設置目的に反するおそれがあると認めるとき。
- 四 その他管理上支障があると認めるとき。

(利用承認)

第六条 名主屋敷の施設（オクザシキ、ツギノマ及びイリカワに限る。次条、第八条及び第十二条において同じ。）を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不承認)

第七条 委員会は、施設の利用について、第五条各号のいずれかに該当するとき

は、利用を承認しない。

（使用料）

第八条 名主屋敷の入館料及び施設の利用に係る施設使用料は、別表のとおりとする。

2 名主屋敷に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、前項に規定する入館料を納めなければならない。

3 第六条の規定により承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、第一項に規定する入館料及び施設使用料（以下「入館料等」という。）を納めなければならない。

（入館料等の減額又は免除）

第九条 前条に規定する入館料等は、委員会が特別の理由があると認めるときは、減額又は免除することができる。

（入館料等の不還付）

第十条 既に納付した入館料等は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用承認の取消し等）

第十一条 委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規定に違反したとき。

二 利用の目的に反し、又は利用の条件に違反したとき。
三 災害その他の事故により利用ができなくなったとき。

四 その他委員会が特に必要と認めるとき。

（原状回復の義務）

第十二条 利用者は、その利用が終わったとき、又は利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならぬ。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、委員会が執行し、その費用を利用者から徴収する。

（入館又は利用の権利の譲渡等の禁止）

第十三条 入館者及び利用者（以下「入館者等」という。）は、入館又は利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（損害賠償の義務）

第十四条 入館者等は、施設若しくは備付器具等を毀損し、又は滅失したときは、委員会の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（開館時間等）

第十五条 名主屋敷の開館時間及び休館日は、江戸川区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定に基づき委員会が行う利用の承認その他名主屋敷の管理のために必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表（第八条関係）

種別	単位	使用料
入館料	一人一日	一般（高校生以上） 一〇〇円
施設使用料	一日一回	中学生以下 無料
		二、〇〇〇円

(説明)

名主屋敷の設置及び管理について定める必要があるもので、本案を提出いたします。